



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年10月15日火曜日 第2513号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

愛媛県地域経済活性化臨時基金条例.....	(財政課)	1
愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例.....	(税務課)	1
愛媛県核燃料税条例.....	(")	2
愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例.....	(消防防災安全課)	4
災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例.....	(危機管理課)	4
愛媛県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例.....	(医療対策課)	5
愛媛県子ども・子育て会議条例.....	(子育て支援課)	5
愛媛県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例.....	(河川課)	6
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(都市計画課)	6

条 例

○愛媛県条例第41号

愛媛県地域経済活性化臨時基金条例を次のように公布する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県地域経済活性化臨時基金条例

(設置)

第1条 地域経済の活性化に資する施策の実施を図るために要する経費の財源に充てるため、地域経済活性化臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第42号

愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例

愛媛県核燃料税条例（平成20年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納税義務者等)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 前項の核燃料の発電用原子炉への挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。</p> <p>(1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 <u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11第1項の規定により原子力規制委員会が行う使用前検査に合格した日又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う使用前検査に合格した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) 発電用原子炉について<u>原子炉等規制法第43条の3の15第1項の規定により原子力規制委員会が行う施設定期検査の期間内に核燃料の当該発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該施設定期検査が終了した日</u></p> <p>(3) 省略</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 前項の核燃料の発電用原子炉への挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。</p> <p>(1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 _____ _____ _____ _____電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定により _____ 経済産業大臣が行う使用前検査に合格した日 _____</p> <p>(2) 発電用原子炉について<u>電気事業法第54条第1項 _____</u>の規定により<u>経済産業大臣が行う定期検査 _____</u>の期間内に核燃料の当該発電用原子炉への装荷が行われた場合 <u>当該定期検査 _____</u>が終了した日</p> <p>(3) 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第43号

愛媛県核燃料税条例を次のように公布する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県核燃料税条例

(課税の根拠)

第 1 条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (3) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額によって課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力によって課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第 3 条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか、愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。）の定めるところによる。

(価額割の納税義務者等)

第 4 条 価額割は、核燃料の発電用原子炉への挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の核燃料の発電用原子炉への挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11第1項の規定により原子力規制委員会が行う使用前検査に合格した日又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う使用前検査に合格した日のいずれか遅い日（以下「使用前検査合格日」という。）
- (2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の15第1項の規定により原子力規制委員会が行う施設定期検査の期間内に核燃料の当該発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該施設定期検査が終了した日
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、核燃料の発電用原子炉への装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(出力割の納税義務者等)

第 5 条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 出力割の課税標準の算定の基礎となる期間（以下「課税期間」という。）は、次に掲げる期間とする。

- (1) 4月1日から6月30日まで

- (2) 7月1日から9月30日まで
- (3) 10月1日から12月31日まで
- (4) 1月1日から3月31日まで

3 使用前検査合格日（前項各号の期間の初日を除く。）の属する一の課税期間は、同項の規定にかかわらず、当該使用前検査合格日から当該使用前検査合格日の属する同項各号の期間の末日までとする。

4 原子炉等規制法第43条の3の33第1項に規定する廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日（第2項各号の期間の末日を除く。以下「終了日」という。）の属する一の課税期間は、第2項の規定にかかわらず、終了日の属する同項各号の期間の初日から当該終了日までとする。

（課税標準）

第6条 核燃料税の課税標準は、価額割にあっては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に価額割が課され、又は課されるべきであったものを除く。第9条第1項において同じ。）の価額とし、出力割にあっては課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

3 第1項の熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の許可（原子炉等規制法第43条の3の8第1項本文の許可を受けた場合は、当該許可）に係る発電用原子炉の原子炉等規制法第43条の3の5第2項第3号の熱出力とする。

4 課税期間が3月に満たない場合における第1項の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（税率）

第7条 価額割の税率は、100分の8.5とする。

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに、1,000キロワットにつき40,000円とする。

（徴収の方法）

第8条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

（申告納付の手続等）

第9条 価額割の納税義務者は、核燃料を発電用原子炉に挿入した日から起算して2月（第4条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月）を経過する日の属する月の末日（第6条第2項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない理由により同日までに申告納付することができないと認められるときは、知事が指定した日）までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して2月を経過する日までに、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

（期限後申告等）

第10条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第276条第4項の規定による核燃料税の決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

（更正及び決定に関する通知）

第11条 法第276条第4項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第278条第5項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第4項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

（不足税額等の納付手続）

第12条 核燃料税の納税義務者は、前条の通知書により通知を受けた場合には、当該通知書に係る不足税額（更正により増加した税額又は決定による税額をいう。）及び過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

（納税地等）

第13条 核燃料税の賦課徴収に関する県税条例の適用については、県税条例第3条第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税」と、核燃料税」と、

県税条例第4条第1項中「(11) 固定資産税 償却資産の所在地」とあるのは「(11) 固定資産税 償却資産の所在地」と、県税条例(11)の2 核燃料税 発電用原子炉の所在地」と、

第8条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県核燃料税条例（平成25年愛媛県条例第43号）」とする。

（規則への委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第259条第 1 項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定中価額割に関する部分は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

3 この条例の施行の際現に発電用原子炉を設置して発電事業を行っている場合における施行日 (第 5 条第 2 項各号及び第 4 項の期間の初日を除く。) の属する一の課税期間は、同条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、当該施行日から当該施行日の属する同条第 2 項各号又は第 4 項の期間の末日までとする。

(有効期間等)

4 この条例は、施行日から起算して 5 年間 (以下「有効期間」という。) その効力を有する。

5 この条例は、有効期間中における核燃料の発電用原子炉への挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、有効期間経過後においても、なおその効力を有する。

6 第 5 条第 2 項各号、第 3 項又は第 4 項の期間の途中において有効期間が満了する場合は、同条第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、これらの期間の初日から当該有効期間の満了の日までを一の課税期間とする。

7 有効期間の満了の日 (月の末日を除く。以下「満了日」という。) と終了日とが同じ月に属する場合で終了日が満了日までに到来するとき及び前項の場合における第 6 条第 4 項後段の規定の適用については、同項後段中「 1 月とする」とあるのは、「切り捨てる」とする。

○愛媛県条例第44号

愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例 (平成25年愛媛県条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(自転車利用者の責務)</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前 3 項に規定するもののほか、自転車を利用する者は、次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 自転車に乗車して歩道_____を通行するときは、車道の左側に設置されている歩道_____を通行すること。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (5) 省略</p> <p>(6) <u>路側帯</u> 法第 2 条第 1 項第 3 号の 4 に規定する路側帯をいう。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(自転車利用者の責務)</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 前 3 項に規定するもののほか、自転車を利用する者は、次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 自転車に乗車して歩道<u>又は路側帯</u>を通行するときは、車道の左側に設置されている歩道<u>又は路側帯</u>を通行すること。</p> <p>(3) 省略</p>

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律 (平成25年法律第43号) 附則第 1 条第 1 号の政令で定める日から施行する。

○愛媛県条例第45号

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条の扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受けた損害を補償する。	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受けた損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日（同日において、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第1条第1号に掲げる規定が施行されていない場合にあっては、当該規定施行の日）から施行する。

○愛媛県条例第46号

愛媛県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地域医療再生基金条例の一部を改正する条例

愛媛県地域医療再生基金条例（平成22年愛媛県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、 <u>当該精算が完了する日</u> ____までの間は、なおその効力を有する。	<p style="text-align: center;">附 則</p> 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、 <u>同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）</u> までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第47号

愛媛県子ども・子育て会議条例を次のように公布する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定に基づき、愛媛県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 子ども・子育て会議は、委員13人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、子どもの保護者、関係行政機関の職員、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 子ども・子育て会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第48号

愛媛県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県河川流水占用料等徴収条例（平成12年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第1条 河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、<u>法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録を受けた者から</u>、この条例の定めるところにより、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。</p>	<p>(流水占用料等の徴収)</p> <p>第1条 河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、<u>法第23条から第25条までの許可</u>を受けた者から、この条例の定めるところにより、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。</p>

附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

○愛媛県条例第49号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～40の2 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40の3 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td> <td>今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中</td> </tr> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)の2 法第3条第3項（法第20条第3項に</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～40の2 省略		40の3 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中	(1) 省略		(1)の2 法第3条第3項（法第20条第3項に		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～40の2 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40の3 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td> <td>今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中</td> </tr> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)の2 法第3条第3項（法第20条第3項に</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1～40の2 省略		40の3 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中	(1) 省略		(1)の2 法第3条第3項（法第20条第3項に	
事 務	市 町																				
1～40の2 省略																					
40の3 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中																				
(1) 省略																					
(1)の2 法第3条第3項（法第20条第3項に																					
事 務	市 町																				
1～40の2 省略																					
40の3 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中																				
(1) 省略																					
(1)の2 法第3条第3項（法第20条第3項に																					

おいて準用する場合を含む。)の規定に基づき公示_____及び通知に関する事務 (2)～(9) 省略	央市及び西予市
41～62 省略	

おいて準用する場合を含む。)の規定に基づき公示、報告及び通知に関する事務 (2)～(9) 省略	央市及び西予市
41～62 省略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。